

改 正 後	現 行
<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十 （略）</p> <p>三十一 ソブリン向けエクスポート証券 次に掲げるエクスポート証券をいう。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イストラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポート証券</p> <p>チ・リ （略）</p> <p>三十二 金融機関等向けエクスポート証券 次に掲げるエクスポート証券をいう。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 国際開発銀行（前号トに掲げるものを除く。）に対するエクス</p>	<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十 （略）</p> <p>三十一 ソブリン向けエクスポート証券 次に掲げるエクスポート証券をいう。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イストラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポート証券</p> <p>チ・リ （略）</p> <p>三十二 金融機関等向けエクスポート証券 次に掲げるエクスポート証券をいう。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 国際開発銀行（前号ヘに掲げるものを除く。）に対するエクス</p>

<p>スロージャー 二〇〇八 (略) 三十三〜七十五 (略)</p> <p>(国際開発銀行向けエクスロージャー) 第三十七条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>国際復興開発銀行</u>、<u>国際金融公社</u>、<u>多数国間投資保証機関</u>、<u>アジア開発銀行</u>、<u>アフリカ開発銀行</u>、<u>欧州復興開発銀行</u>、<u>米州開発銀行</u>、<u>欧州投資銀行</u>、<u>欧州投資基金</u>、<u>北欧投資銀行</u>、<u>カリブ開発銀行</u>、<u>イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスロージャー</u>のリスク・ウエイトは、<u>零パーセント</u>とする。</p>	<p>スロージャー 二〇〇八 (略) 三十三〜七十五 (略)</p> <p>(国際開発銀行向けエクスロージャー) 第三十七条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>国際復興開発銀行</u>、<u>国際金融公社</u>、<u>アジア開発銀行</u>、<u>アフリカ開発銀行</u>、<u>欧州復興開発銀行</u>、<u>米州開発銀行</u>、<u>欧州投資銀行</u>、<u>欧州投資基金</u>、<u>北欧投資銀行</u>、<u>カリブ開発銀行</u>、<u>イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスロージャー</u>のリスク・ウエイトは、<u>零パーセント</u>とする。</p>
--	--